

第6 画像診断

施設基準

告示

5の2 外傷全身CT加算の施設基準

- (1) 都道府県が定める救急医療に関する計画に基づいて運営される救命救急センターを有している病院であること。
- (2) 当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。
- (3) 当該撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
- (4) 当該撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。

通知

第35の2 外傷全身CT加算

1 外傷全身CT加算に関する施設基準

- (1) 救命救急入院料の施設基準の届出を行っていること。
- (2) 64列以上のマルチスライス型のCT装置を有していること。
- (3) 画像診断管理加算2又は3に関する施設基準の届出を行っていること。

2 届出に関する事項

外傷全身CT加算の施設基準に係る届出は、別添2の**様式38**を用いること。

施設基準

告示

5の3 大腸CT撮影加算の施設基準

当該撮影を行うにつき十分な機器を有していること。

通知

第35の3 大腸CT撮影加算

1 大腸CT撮影加算に関する施設基準

区分番号「E200」コンピューター断層撮影の1「CT撮影」の「イ」64列以上のマルチスライス型の機器による場合又は「ロ」16列以上64列未満のマルチスライス型の機器による場合に係る施設基準を現に届け出ていること。

2 届出に関する事項

コンピューター断層撮影の1「CT撮影」の「イ」64列以上のマルチスライス型の機器による場合又は「ロ」16列以上64列未満のマルチスライス型の機器による場合の届出を行っていればよく、大腸CT撮影加算として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。